

## 交通事故による損害賠償（前編）

Q

交通事故に伴い、休業を余儀なくされた場合、  
その損害賠償基準はどのようになるのか詳しく教えて下さい。

A

これまで、交通事故により運転者の負う責任（刑事、民事、行政）治療費、付添看護費、入院雜費、通院交通費、葬祭費、後遺障害による逸失利益、死亡・傷害・後遺障害による慰籍料について申し上げました。

今回は、休業損害（休損と略称）、死亡・後遺障害による逸失利益算出の基礎となる収入をどう把握するかについて、休損の面から申し上げたいと思います。

給与所得者の場合は、給与の額が基礎となります。①給与には、各種手当および賞与を含みます。事故前3ヶ月間の給与の一日あたりの平均額を出し、それに欠勤日数を乗じます。

A.事故前3ヶ月間の給与合計÷90日×欠勤日数

B.事故前年の年収÷365日×欠勤日数

Aの場合は、欠勤によって賞与が減額された場合の賞与減額分も休損に加算されます。②欠勤により昇給に影響がある場合（例えば昇給遅延）はそのための減収も休損に該当します。③欠勤日数の全部または一部に有給休暇をあてたことによりその分休損が発生しない場合でも、有給休暇は被害者が自分の有する権利を犠牲にして休損の発生を防止したもので、それにより加害者が休損を支払わなくてもよいという利益を享受することは公平なことではなく、休損の支払い義務は免れません。④会社役員の場合、役員報酬部分と給与部分に分けて考える必要があります。役員報酬は労働の対価ではなく、出欠勤にかかわりなく支給されるものとして休損の対象となりません。ただ、出欠勤にかかわりなく支給した結果、会社にその分損害が発生したと考える余地もあり、困難な問題でもあります。なお、企業によっては、役員ではあるが役員報酬ではなく給与のみということもあり得、実態を判断する必要があります。⑤税金は控除しないのが原則です。⑥有職の主婦の場合、給与または事業収入と同年齢女子の平均賃金（賞与センサスによります）を比較して、実収の方が平均賃金より低いときは平均賃金により、実収が平均賃

金以上のときは実収を基礎として休損を算出します。⑦学生など未就労者がアルバイトをしている場合は、休損の対象となります。夏休み中のアルバイトなど一時的なものはその期間限りとなります。

商・工業者、農林水産業者、自由業者の場合は休損の算定（算出）が困難になります。なお、自由業者とは、弁護士、公認会計士・税理士・弁理士・司法書士など「士」の業種で開業している者および開業医のほか、著述業、プロスポーツ選手、芸能人、ホステスなど報酬・料金等によって生計を営むものをいいます。

①これらの場合、事故の前年の所得税確定申告所得により、場合によっては事故前3年分を平均する場合もあります。難しいのは、申告所得額の場合、税法上の各種控除があることで、必ずしも全実収を反映しないことがある（例えば事務所家賃など固定的な経費は申告上は控除されるが休業にかかる出費を免れない）と、例えば弁護士・税理士の場合、顧問料のような固定収入があり長期に亘らない休業の場合には減収にならないものも申告所得額に含まれていることです。②確定申告はしていないが相当程度の収入があったと認められる場合は、実収入を証明しても全額が認められることは少なく、賃金センサスによる平均賃金程度と算定される場合が多いと思います。③家族従業者を使用している場合は、その者の所得（収入）に対する寄与の場合を勘案して被害者本人の寄与率を乗じた額を基礎とします。尤も専従者給与を申告上出してはいるが実質は事業主の収入に全面的に依存している場合は問題がない訳ではありませんが一応休損してよいと思います。④休業を避けて代替労働力を利用した場合は、それに要した必要且つ相当な限度の実費を以って休損とします。ただし、加害者の側から、代替労働力を利用すれば休損は発生しなかったと主張できるかは疑問があります。

特に、個人的な信頼関係に立脚する業種の場合は代替労働力を考える余地はありません。参考文献：交通事故損害額算定基準15訂版（この項続く）